

建築士事務所に対する監督処分

監督処分をした年月日	建築士事務所の名称	建築士事務所の所在地	建築士事務所の開設者の氏名	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所の登録番号	監督処分の内容	監督処分の原因となった事実
令和8年3月12日	富田一級建築士事務所	埼玉県深谷市 本田 4165	富田 道康	一級建築士事務所	第 6023 号	事務所の閉鎖 3月間（令和8年4月1日から令和8年6月30日まで）	虚偽の確認済証等を偽造し、工事施工者に渡した。このことは、建築士法第26条第2項第10号に該当する。